

基礎水泳指導員資格を取得した方へ

1. 資格を維持するために、登録有効期限内に1回以上、(公財)東京都水泳協会主管の公認水泳指導員研修会を受講してください。
2. 基礎水泳指導員の資格取得後は、(公認)水泳コーチ1・3の資格取得に努力してください。
3. (公認)水泳コーチ1の資格を取得するためには、下記の共通科目を受講し、合格後登録してください。
4. 住所・氏名・電話番号等、資格証の記載事項に変更があった場合は、必ず所定の方法で変更届を提出してください。

(公認)水泳コーチ1 共通科目について

NHK学園共通科目通信講座を受講してください。

※(公認)水泳コーチ1の資格を在宅学習にて取得できます。

(受講する年の4月1日現在、満18歳以上の方)

申込み・問い合わせ先 (公財) 東京都体育協会 03-3481-2422

申込期間 : 2019年4月26(金)日～6月28日(金)

(公認)水泳コーチ3の資格取得をめざす方へ

(公財)日本水泳連盟(03-3481-2306)へお問い合わせください。

※ 基礎水泳指導員資格をお持ちの方は、免除規程があります。

登録の更新について

次の資格をお持ちの方は、有効期限（４年間）内に１回以上、定められた指導員研修を修了することが、登録更新の要件になっています。

1. 基礎水泳指導員：登録更新の規則

- (1) 登録更新料：登録料10,000円 + 諸経費 2,000円
納入方法は「登録更新手続きの書類」でお知らせします。
- (2) 有効期限：登録年度4月1日から4年間
- (3) 更新の要件：４年間の資格有効期限内に１回以上（公財）日本水泳連盟が定める指導員研修会を受講していること。
- (4) 更新の方法：４年毎に居住地又は勤務地の所属加盟団体に、申請を行う。
- (5) NHK学園（共通科目）受講者は指導員研修受講として認められます。
なお、（公財）日本スポーツ協会競技別資格（公認）水泳コーチ3 取得者は、基礎水泳指導員としての登録更新は必要ありません。

2. 資格の登録更新の方法

有効期限 2020年（令和2年）3月31日の方

研修会をまだ受講されていない方は、本年度の研修会を必ず受講してください。
研修会受講修了者には、登録有効期限年に更新手続きの案内をお送りいたします。

3. 登録の更新に関する問い合わせ、及び更新書類の送り先

登録更新に関する問い合わせについては、内容が多岐にわたることから、間違いを防止するため、電話での対応は受け付けていません。

下記の送り先へ、返信用封筒（切手貼付）を添え、お問い合わせください。

基礎水泳指導員の登録更新に関する問い合わせ、更新書類の送り先

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階

（公財）東京都水泳協会 指導者委員会 基礎水泳指導員登録係

*封筒の左脇に赤字で

「基礎水泳指導員・問い合わせ」など、用件を明記してください。

*担当者から至急ご連絡する場合がありますので、連絡のとれる電話番号
および資格証、登録番号を必ず明記してください。

資格証・登録証の再発行について

- (1) 手数料2,000円を郵便局払込取扱票で払込むこと。
払込票の通信欄に「再発行手数料」と記入すること。
 - ・口座番号 00180-2-604444
 - ・加入者名 (財)東京都水泳協会 指導者委員会登録係口
- (2) 払込受領証のコピーを同封する。(原寸大にカットする)
- (3) 再発行希望の理由書
 - ・資格証登録番号(わからないときは、資格証の色、何年頃取得又は更新したか等、手がかりになることを書く)
 - ・氏名、住所(〒)、生年月日、性別、電話番号
 - ・指導員研修会参加の有無
 - ・再発行希望の理由を明記すること。
- (4) 写真1枚(たて3.5cm×よこ2.5cm無帽・無背景の証明書用、裏面に氏名を書く)
- (5) 返信用封筒
長形3号(たて23.5cm×よこ12cm)に切手貼付、郵便番号、住所(アパート、マンション、号数、〇〇〇〇様方をつける)、氏名(様を記入)を明記してください。
- (6) 上記の(2)、(3)、(4)、(5)を郵送すること。

送り先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階
(公財)東京都水泳協会 指導者委員会 基礎登録係
(封筒の表左わきに「資格証再発行願」と赤字で書くこと)

(公財)日本水泳連盟を経由しますので、時間がかかることをご了承ください。

資格証・登録証の記載事項の変更について

住所・氏名・電話番号等の変更の届け出がないと、東京都水泳協会からの連絡が出来ません。

提出先 〒150-0012 東京都渋谷区広尾 1-3-18 広尾オフィスビル8階
(公財) 東京都水泳協会 指導者委員会 基礎登録係
(封筒の表左わきに「住所変更届」、「氏名変更届」等
変更内容を赤字で書くこと)

すべての記載事項変更届は、必ず資格証登録番号・有効期限を記入の上、1ヶ月以内に
(公財) 東京都水泳協会指導者委員会 基礎登録係 へ届け出る。

※ 研修会申込み時に、氏名・住所変更を兼ねないこと

(1) 住所変更 (東京都→東京都) ・ (2) 氏名の変更

・住所変更届 ・ 氏名変更届 を提出すること。(資格証郵送、返信用封筒 は不要)

*資格証は、自身で書き直す。

(3) 所属変更

【転 出 (東京都 → ○○県)】

・住所変更届と返信用封筒 (宛先に住所・氏名を記入・切手貼付) を
同封して提出すること。

→ (公財) 東京都水泳協会より所属変更届を送りますので、転出先の加盟団体に
提出すること。

【転 入 (○○県 → 東京都)】

・今まで所属 (登録) した加盟団体に住所変更届を提出して、その団体より発行された
所属変更届を提出する

*有効期限内の研修会参加の有・無 (特に、転入者は必須)

住所変更届

資格証番号 1 3 3 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 有効期限 2 0 ○ ○ 年 ○ 月
氏 名 東京 花子
旧 住 所 〒 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 東京都 ○ ○ 区 ○ ○ 町 ○ - ○ ○ - ○ ○
新 住 所 〒 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ - ○ ○ - ○ ○
電話番号 ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ (日中連絡がつくもの)

指導員資格失効者の再登録について

基礎水泳指導員資格の再登録については次の基準によります。

- (1) 次の条件をすべて満たすものについて認める。
 - ① 2005年以降に資格を取得した者であること。
 - ② 加盟団体の義務研修を受けている者であること。
 - ③ 加盟団体が今後の活動において、その指導員を特に必要としている者であること。
 - ④ 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導員として引き続き積極的に活動し、水泳の普及・振興に貢献できる者であること。

- (2) 次の条件に該当する者は、これを認めない。
 - ① 指導員本人の意志により資格を喪失した者。
 - ② 資格の認定を受けたが指導員としてふさわしくない行為があったと認められる者。
 - ③ 過去に再登録がなされた者。

- (3)再登録者は審査料 5,000 円が別途かかります。

ただし、有効期限切れ後1年以内の者は猶予者とし徴収しない。

問い合わせ先

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-3-18 広尾オフィスビル8階
(公財) 東京都水泳協会 指導者委員会 基礎水泳指導員登録係
TEL 03-5422-6147

指導者資格に関する問い合わせは 月曜～金曜日（休日を除く）13:00～17:00

その場でお答え出来ない内容があります。その場合は担当者から連絡させていただきます。